

令和4年2月21日

会員の皆様へ

妊婦への新型コロナウイルスワクチン接種の努力義務の適用について

日本産科婦人科学会

理事長 木村 正

新型コロナウイルス感染対策委員会

委員長 川名 敬

新型コロナウイルス感染第6波の中、周産期医療にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

第6波が若年層を中心とする感染拡大状況が続いており、新型コロナウイルス感染妊婦をめぐり、各地域で周産期医療のひっ迫状態が続いております。一方、新型コロナウイルスワクチンは、国内の昨年秋の調査では、8割近い妊婦が1回目、2回目接種を受け、現在、3回目追加接種が開始されております。

妊婦への新型コロナウイルスワクチン接種は、令和3年2月15日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において「妊婦については、慎重に判断することができるよう努力義務を適用にしない」としてまいりました。しかし、その後に母体、胎児への安全性に関する多くのエビデンスが集積されたことから、以下の理由に基づき、令和4年1月26日の同分科会において、妊婦に新型コロナウイルスワクチン接種の努力義務を課すことを決定しました。

令和4年2月21日付で、各自治体担当部署、各都道府県医師会等に本決定が通達されましたので、会員の皆様には各地域においてご周知いただきますようお願い申し上げます。

- ① 妊娠中の者については、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクが高いことを示唆する報告がある。
- ② 妊娠中の者に対する新型コロナワクチン接種については、高い有効性を示唆する報告があり、安全性に関する特段の懸念を示唆するエビデンスもない。

なお、本決定の努力義務は、3回目追加接種だけを指すのではなく、まだワクチン未接種の妊婦に対する1回目、2回目接種も含まれます。

1回目、2回目接種は各市区町村のホームページに接種会場・方法の案内が示されておりますので、接種券をお持ちの妊婦には、ホームページをご確認いただきますようお願いいただければ幸いです。

以上